

西宮市市民農園開設支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民農園の整備拡充を図るため、市民農園を開設する際に要する経費の一部を補助するにあたり、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、西宮市内の農地を利用し市民農園を開設しようとする農業者又は事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、市民農園の開設にかかる費用のうち、次に掲げるものとする。ただし、一事業につき100万円を上限とする。

- (1) 工事費
- (2) 資材購入費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

(補助金交付決定後の営農期間)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた年度の翌年度から3年間は申請農地での貸農園事業を行うこととし、経営状況報告書(様式第1号)を毎年3月31日までに提出することとする。

(その他)

第6条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、令和7年3月31日限り、その効力を失う。